

日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資の一部を改正する件 新旧対照表

○日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資（平成19年11月15日農林水産省告示第1417号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="114 355 938 384"><u>日本農林規格等に関する法律施行規則第48条第2項の主務大臣</u>が定める農林物資</p> <p data-bbox="91 422 1097 483"><u>日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第48条第2項の主務大臣</u>が定める農林物資は、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="91 489 239 517">一・二 （略）</p>	<p data-bbox="1173 355 2047 384"><u>日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣</u>が定める農林物資</p> <p data-bbox="1128 422 2116 483"><u>日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第46条第2項の農林水産大臣</u>が定める農林物資は、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="1128 489 1276 517">一・二 （略）</p>